

井戸川かわら版

井戸川裁判
(福島被ばく訴訟)
ニュース

発行：井戸川裁判（福島被ばく訴訟）を支える会 発行日2020年3月30日

〒347-0055 埼玉県加須市中央2-7-6 東電原発事故研究所内

E-mail idogawasasaerukai@yahoo.co.jp TEL 090-2746-4556 (落合)

Webサイト <http://idogawasupport.sub.jp/>

No. 16

2020年1月29日（水）10時30分より東京地裁103号法廷にて井戸川裁判（福島被ばく訴訟）第17回口頭弁論が行われました。その後、衆議院第二議員会館・多目的会議室にて報告集会、引き続き、井戸川裁判を支える会総会が開かれました。

報告集会では第2回目の試みである「白熱談論」が井戸川さん古川弁護士と会場の出席者との間で白熱した意見交換が行われ成功裏に終了となりました。総会でも提出された議案に対して活発な意見交換が行われました。総会の議事録は別途会員宛に送られますが、このかわら版では役員を紹介します。



ユーブラン三輪さんのご協力により報告集会の動画がUPされています

（写真・沼尾）

→<https://t.co/3RHMm18dO4>

[私の主張]

第17回口頭弁論を終えて	原告 井戸川克隆	2~3
[第17回口頭弁論・報告集会]	稻垣博美	3~5
口頭弁論・報告集会報告		3
白熱談論		4
報告集会参加者の感想		6
支える会2020年度総会報告		7
第18回口頭弁論期日他		8

【私の主張】 第17回口頭弁論を終えて

私たちは大きな被害を被った! 具体的被害を示す

原告 井戸川克隆

第17回口頭弁論を終えて

1月29日（水）前日までの天気予報によると、28日夜から翌日にかけて暴風雨の予想なので、余裕を取るために、東京に前泊をしました。明けてみると幸いに晴れていました、晴と雨では気持ちが違います。裁判所前には大勢の方々がお見えになっていました。うれしかったです、出足を心配していましたので皆さんのお顔を拝見したらやる気が増しました。本当にありがとうございました。

この日の争点は、法廷で述べた要旨のとおりですが、皆さんには聴き取れなかつたりして内容が届いていないかと思いますので、少し解説をいたします。

まず、帰還は国が言うほどやさしくはないですよ、簡単に放射能は無くなりません。時間がかかりますよと主張しています。井戸川の住家は勝手に中間貯蔵施設の計画の中に組み入れられたので、最低でも30年は帰れないで、帰れるまでの補償的賠償を請求します。更に1ミリシーベルト以下になるまでは100年単位の時間かかるので、その分も考えないといけません。セシウムの半減期が30年ですが、全部なくなるまで90年以上かかりますから簡単なものではありません。双葉町が避難解除すると言っても、検証委員会の田中会長でさえ1ミリシーベルト以下にすることは、町がやがて悩むでしょと、言っているではないか、と解説しています。それを見越して原告井戸川は仮の町構想を事故後わずかな時間に作って、町民総出の7000人の復興構想会議を開いていたのに、町の議会議員たちが井戸川を否認してしまい、仮の町をこわしてしまった。この構想には見識のある方たちが意見を述べていたことを主張しました。これを横で見ていた国は何もしなかったために、この後町民は大きな損害を被ったと主張して、損害の説明をしました。また Chernobyl 原発事故と比較して日本のやり方のおかしい所を主張しています。簡単ですが

紙面の関係上、割愛させていただきます。

これらを細かく説明しないといけませんので、第19準備書面をご覧になってください。この準備書面はホームページに載せます。

事故が起きてから、ずっと主張してきました 1 ミリシーベルトが一般公衆の上限ですよ、関東圏内の人も原告（反作用者）ですよと言い続けてきたことが今度証明できます。この次のかわら版に載せます。

まず、作用によって被害は起きます、その反作用として被害＝損害が発生します。要するに加害者は事件において利益が発生します、被害者はその事件の反作用として損害が発生します。私たち国民は原子力発電事業の作用で利益を生むわけではありません。消費者として電気という商品を買っているですから、電気を商品として営利を求めていた企業と同じ作用者（加害者）になれません。その作用者（電力会社）が勝手な判断で事故を招いたのですから、反作用者（利用者・被災者）が損をさせられたり、巻き添えにされる理由がないことはお分かりのことだと思います。

（3面の下段につづく）



口頭弁論・報告集会報告

世話人 稲垣博美

【口頭弁論】

東京地方裁判所 103号法廷 10時30分開廷
傍聴人 71名
原告側代理人弁護士が第19準備書面の要旨を陳述

【報告集会】

《開会挨拶 共同代表 木村結さん》

本当の姿を伝えない復興五輪

聖火リレーはJビレッジから始まるそうです。Jビレッジからスタートした聖火リレーはどこを通るのか。フレコンバックが見えない、家、町並みが打ち捨てられた通りは、一切誰にも見えないルートを通る。

メディアがウソの上塗りをしている。それが復興五輪の姿です。聖火がJビレッジからスタートするニュースだけではなく、本当の姿を伝えないといけない。

日本原電にお金を2200億支援

東電は4年前にホールディングス体制になりました。東京電力は東電エナジー・パートナーが日本原電にお金を2200億支援するから、東電ホールディングスは口出しできないと、東京電力の株主である私たちには、異議を申し立てる権利がないって言っている。

それぞれの声をあげて

私たちは知らないうちにどんどんそうやって手も足も今度は目も塞がれる。そういうことが今進んでいます。テレビ、報道番組を見ておかしいことはおかしい、いや、素晴らしいしたら、素晴らしいと電話でもFAXでもメールでも結構ですので、ぜひぜひ一人でも出来る声をあげ続けないと。私たちはそのうち目も口もすべて塞がれてしまう。

ぜひ一緒に井戸川さんの裁判をしつつ他の訴訟のところにも傍聴へ行き、やはりみんなでそれぞれの声をあげていただきたいと思います。ありがとうございます。



(2面からのつづき)

反作用と作用の対立を分かり易くしました。

支払わないと利益が出る

これを営業利益と呼ぶのか?
未払い損益とさせるのか?
の戦いがこの裁判。

支払わないと利益
(作用)

損得なしのライン ± 0

受け取れない損
(反作用)

原告 井戸川の主張は、損害の解消には200年と20兆円と見積る

ウソで損する構造

加害者

ウソで儲ける構造
これをブラック企業と呼ぶ

《古川弁護士の報告》

原告側の予定

第18回期日 損害論その3 被ばくに関する損害、人生破壊による損害

第19回期日 被告国、東電から未然防止の推進本部予測について責任論に対する原告側の再反論

第20回期日 国、東電の原子力災害対策について被告側の反論に対する原告側の再反論を予定



原告 第19準備書面（一部抜粋）

年間 1 mSv 法令の定める実効線量の数値。健康に影響のおそれがある、そういうものを避ける権利がもともとある。それを超えるところに住むことを強制される義務はない。避難をする権利がある。

井戸川さんは、中間貯蔵施設に反対したということで、町議会が不信任決議を出し、町長を失職。

中間貯蔵施設を双葉町が受け入れるかどうか、避難指示の基準が年間 20mSv でいいのか、無くてもいい分断がおこされ、町議会の不信任決議案がおきた。

そういうことから国の構造の中で起きたことがらは、相当因果関係はあるということで主張してきた。原告が双葉町町長の時に提唱した仮の町構想結論としては、町民による、町民のための真の復興帰還政策と長期避難政策である。

井戸川さんの町長失職で、構想は潰されてしまったわけですが、本来こういう形で残っていれば双葉町の被害も軽く済んだかもしれない。この仮の町構想案は井戸川さんが作られ、町長を辞職して地位を去ったあとが平成25年の2月。

残念なことにこれが出てきたのは5月6日になるが、後任の町長に提出され、そのままつぶれた。

《白熱談論》

司会は井戸川さんへと交代。先ずは古川弁護士への質問を求め、会場より裁判に有利な情報、気が付いたこと、様々なご発言に、古川弁護士、井戸川さんも熱をもって話されていました。（一部抜粋）

Q 裁判の今後の見通し

古川弁護士

未然防止 第8回準備書面から第14準備

この福島原発事故がなぜ起きたのか。なぜ未然に防止できなかったのか。どこに責務違反があって、どうすれば防げたのか、ここがちゃんとやっておれば事故は起きなかっただけとまで、追ってきています。

第一次責任問題 第15準備書面（1）～（4）

起きてしまった原子力災害の対策を国や東電は、どういう責務を負わされていたのか、

この責務を果たしておれば、どの程度この原子力災害事故の被害、損害というのは防げたのかという問題。どこに責務違反があったのか。

損害論 第16準備書面

損害A 避難に関する損害。

損害B 被ばくに関する損害。

損害C 人生丸ごと破壊された損害。

次回 損害B被ばくに関する損害、町長失職する2次3次被害の裁判所を説得させるような準備書面を用意していくことを考えていて、損害論は終わり一巡。国や東電の反論をまとめて再反論を3回に分けてやったら、なんとか終わるだろうと考えている。未然防止の反論に対する再反論その次、おそらく10月第2次責任についての反論

1月の頃に損害論の再反論 これで大体主張が終わる予定。その後、証人に証言をしてもらう作業がある。

原告 井戸川さん

2012年10月頃、国際世論に訴えたいと思いエスコートしてもらった。

翌年5月、グローバーさんが日本のやり方はまずい、1ミリリージャンキヤだめだ、仮設に住まわせてはダメだと本会議で報告。政府は「日本はちゃんとやっています」「仮設住宅にはちゃんとケアする組織があるから問題ない」と国連総会で日本の外務省は発表。ジュネーブから双葉町に「そういう政策しているか」と確認したが、やっていないと。会議終わって外務省職員へウソをつくなど文句を言った。

この国、あるいは世界は、地球上で何をしているのか分からぬといふのが強くなつた。

Q 日本の政府は法律があっても正しく国として施行していない。更に強調したほうが良いのでは。

古川弁護士

条文の規定は抽象的になっており、お互いに有利に解釈する。国に有利な解釈をとれば、国が有利になる。国民からみてそんな基準は許されるのか。そんな基準はまさに違法ではないか。日本は規制する法律が緩いです。未然防止の話では、例えば原発という危ない施設設備にどういう安全義務が課されているか、それは業務上過失死傷罪で刑法の適用であれば解釈とし刑法の業務上の注意を怠りとなり、その原発の注意とはなんだと。その問題にぶち当たる。民事で言えば不法行

為。過失は違法ですが注意を怠る構造は同じ。

民事でも刑事でも事故が起き問題が起これば原発に課されている注意義務、それを守るべき人たちが守ったのかが問われている。その時に安全義務のレベルが業者に原発に都合のいいようにあまくなっている。

原告 井戸川さん

本来原告に立つのは双葉郡のハカ町村首長全員が「なんで町民にこんな苦しい思いをさせるんだ」という思いで立ち上がらなければならない裁判。住民側の立場に立った者はいない。私はなぜここまでやるかというと将来双葉町の子どもたちから訴追される恐れがある。町の責任として災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法には住民の生命、身体、財産をまもることとなっている。県と国にもある。



《閉会挨拶 共同代表 龜谷幸子さん》

皆さん、福島原発は水素爆発で世界一恐ろしい事故です。誰も責任を取っていない。

双葉町から離れて9年です。この9年間は、楽しい事よりも、苦しみ、悲しみが多いです。

お願ひがあります。東海第2、再稼働してはいけません。福島は40年過ぎていて爆発しましたからね。2011年3月11日に爆発した。茨城でも地震が多いです。東海第2に万が一何か起きたら、もう東京も終わりです。距離は110kmしかありませんから。どんなことがあっても東海第2は再稼働させてはいけない。東海第2の言い方、40年プラス2年ですよ。未だに

第一原発も収束もしていない。それなのに東海第2が再稼働するなんて嫌です。東電が無かったらこんな苦しみは無かったと思う。

だから東海第2はどんなことがあっても絶対に再稼働させないでください。もうこの苦しみは福島県人だけでいいですから。お願ひします。



《出席された方々からの感想 アンケートより抜粋》

注 ※1は口頭弁論の感想

※2は白熱談論についての感想

※3は井戸川裁判について思うこと

※2 白熱談論 よくわかった。

※3 国の考え方がその場その場で何回も使われているので奇妙に浸透して国民が信じていく状況を恐ろしいと思い、こういうことがたくさんあるように思える。井戸川さんの言われた国の使う表現（例 自主避難）を直ぐ浸透させてしまうのも大きくチェックしていきたい。

（千葉 会員）

※1 口頭弁論 いつもながら密な論理展開でした

※2 白熱談論 だいたい解った

※3 論議の中で問題点がはっきりしてくるので良いと思います。（東京 会員）

※1 今回は解りやすかった

※2 あまり白熱ではなかった

※3 最後まで頑張りましょう（会員）

※1 今日はよくわかった（聞こえたし、内容も）福島大後藤忍さんの論、放射線のホントの検査での加害被害、教育現場での「副読本問題」とあわせて興味深い問題です。「仮の町」構想

※3 住民を守る（安全に避難し、生活を成り立てる）べき行政の責任を問う観点での原発裁判が他にない中で重要な裁判だと思います。

（東京 会員）

※2 今回も古川弁護士のお話を伺って大変勉強になりました。

※3 •古川弁護士の論理立った弁論、訴訟計画が大変信頼性があり、私たちも引き続き学び周囲に伝えて行かねばと思います。
•井戸川さんお一人の裁判ということで裁判がわかりやすいと思います。（埼玉 会員）

※1 今回初めての傍聴でしたが弁護側の説明は明解でとても良かったと思います。このようなやり取り国際的にも発信（必ず英語で）できると良いと思います。

※2 よく解った。こういう議論の場があるとみんなで知恵を出し合えるのでとても良いと思います。今回のように時間をとって話し合っていくのが正解だと思います。

※3 事故原発周辺のヒ被ばく・避難等に関する重要な裁判だと思います。（会員）

※3 1. 日本はもっと自分事と考えて発言していかなければいけない
2. 裁判官の意識を変えさせる様に市民ひとりひとりが声を出していく必要があります。
3. 弁護士の進め方が良いと思います。内容も良かったです。
4. 私はツイッターで拡散していきます。

※1 弁論を実際に聞くと、法廷上の争いの中で事故後の双葉町の動向や全国の裁判の動向さえも双方が取り入れた論理構成となっていることが分かる。言い換れば一件の事件の事後処理の争いなどではなく、むしろ原発の存否をかけた全力の闘いとなっている生きた現場なのだと思います。

※2 だいたい解った（埼玉 会員）

※1 よく聞こえるようになった点がとてもよかったです。

※2 よくわかった 良い試みです

※3 可能な限り傍聴に来ます。井戸川裁判を広めていきます。（会員 兵庫）

※1 国・東電側の弁護団の面々の生気のない顔つきと井戸川さん弁護団のやる気に満ちた顔つきが対照的でした。

※2 お二人の対話形式、良い試みでした。言いたいこと、聞きたいことを皆さんと共にシェアできることは良いです。

※3 長い闘いでご苦労、ご心労もお察し致しますが、お身体にもご留意なさって継続されること、微力ながら支援したいと思います。色々なことでこの国は巨大企業とそれに群がる人たちの草刈り場、実験場になっています。このままなら。

（東京 会員）

2020年度総会報告

井戸川裁判を支える会、2020年度総会が1月29日（水）衆議院第2議員会館第7会議室において行われました。当日は口頭弁論、報告集会に続いてという長丁場にもかかわらず、多くの会員が出席されました。沼尾世話人の司会で始まり、議長には丸山道雄さん、谷森櫻子さんが選出され議事は順調に準用に進行し、活発な討論・意見交換が行われ、議案は原案通りに可決されました。

議長の丸山道雄さん、谷森櫻子さん



議事録は別途送られますが、ここでは承認された役員を紹介します。（敬称略）

世話人 稲垣博美 近江佳美 長内経男 落合正史 亀谷幸子 木村結
小高真由美 小林宏子 塩崎雅一 玉井昭彦 中村信子
沼尾孝平 野田千香子 樋口憲二 藤田祐司 堀口邦子
眞木眞一 山本純子

会計監査 赤峰菊江 荒畑正子

共同代表 木村結 亀谷幸子 長内経男

事務局 稲垣博美 長内経男 落合正史 小高真由美 中村信子
沼尾孝平 野田千香子 樋口憲二

井戸川裁判（福島被ばく訴訟）

第18回口頭弁論期日のお知らせ

2020年4月22日(水) 東京地方裁判所
103号法廷 10時30分開廷

(9時40分より地裁前で事前集会を予定しています)

(傍聴は先着順です。抽選の可能性もありますので10時までにお越しください)

アクセス 東京メトロ「霞が関駅」A1出口（丸の内線、日比谷線、千代田線）徒歩1分
「桜田門駅」5番出口（有楽町線）徒歩6分

報告集会

参議院議員会館（B107会議室）
開場12時～ 開始12時30分～

(議員会館内にコンビニ・食堂があります。また会議室内に持参しての飲食も可能です)

報 告 白熱談論

弁護団、井戸川克隆さん

古川弁護士からの第18回口頭弁論の概要・要旨の報告後、井戸川さんの司会進行により、これまで、現在、これからのことなど、古川弁護士、参加者と共に熱く論議を深めたい。

多くの人々が傍聴席に座ることで、この訴訟の社会的な関心と注目度を示します
傍聴席から井戸川裁判を支えましょう！ぜひ傍聴にお出かけ下さい

今後の予定 第19回口頭弁論期日 2020年7月8日（水）

東京地方裁判所103号法廷10時30分開廷

会員募集・寄付のお願い

「井戸川裁判（福島被ばく訴訟）を支える会」では会員の募集（年会費1000円）及び寄付による支援のお願いをしております。ぜひ、お知り合いの方へもお声を掛けてください。

入会・寄付を希望される方は郵便振替用紙に以下の事項を記入してお振込みください。

通 信 欄：振り込みの名目「会費」「寄付」など。郵便番号、住所・氏名、電話番号、メールアドレス

口座番号：00110-6-361267 口座名義：井戸川裁判（福島被ばく訴訟）を支える会